

【観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会について（第3回会合）】  
議事録（概要版）

■概要

日時	平成31年3月11日（月）14:00～16:20
場所	沖縄産業支援センター101大ホール
参加者	下地委員長、花井委員、湧川委員、中村委員、川口委員、野原委員、與座委員、赤嶺委員代理、玉那覇委員代理

■議事録

○事務局（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 仲里班長）

それでは、これから第3回の検討委員会を開催しますが、観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会運営要綱第5条第2項の規定に基づき、議事進行は下地委員長が行いますので、よろしくをお願いします。

○下地委員長

こんにちは。琉球大学の下地です。本日はよろしくお願いいたします。

本日は第3回の委員会ということになりますけれども、本日3月11日は東日本大震災から8年という節目の日となっております。震災後、沖縄県でも全県的に被災地の復興支援を行ってまいりましたけれども、最近の報道を見てもまだまだ復興にはなお時間を要するということもありますので、我々も一体となって応援していく必要があるのかなと思っています。併せて沖縄においても、この観光目的税制度の用途の一つにも挙げられておりますけれども、観光危機管理を改めて強く意識する必要があると思っています。それでは、ここからの進行については、座って進めさせていただきます。

皆様のお手元に資料が配布されておりますけれども、第3回の委員会ということで、前回の分科会が1月30日に開催をされております。この分科会を踏まえて最終の委員会ということになりますので、各委員のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。限られた時間でもありますので、早速、議事次第に沿って行ってきたいと思いますけれども、まずは「観光目的税の導入施行までの手続きについて」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（文化観光スポーツ部観光政策課 又吉副参事）

（事務局が資料1「観光目的税の導入施行までの手続きについて」を説明）

○下地委員長

改めて観光目的税の導入にはこういったプロセスがあるということ事務局にて整理して頂きました。この検討委員会は3月で終了ということで、その後の提言を受けて県の総務部の方で協議会を開催して導入に向けての詳細を詰めていくということになっております。また、これまでも分科会で議論になっておりますが、市町村でも関心が高い事案となっておりますので、ぜひ、恩納村だけではなく関係する皆様にはしっか

りと説明して頂きたいと考えております。

この件についてはよろしいでしょうか。

○**中村委員**

今、恩納村の話が出たんですけれども、この調整についてはどの段階で行われるのでしょうか。

○**事務局（又吉副参事）**

提言を受けた後に恩納村へ伺いたいと考えております。事務的には分科会の進捗状況を適宜報告してまいりましたが、改めて提言を受けた段階で恩納村長と意見交換を行いたいと考えております。

○**中村委員**

他市町村でも宿泊税の話が出てきていると聞いているのですけれども、例えば、他の市町村から話が発生したときにはその対応はどうされるのか。その部分は事前に調整ができるのか気になりました。

○**事務局（又吉副参事）**

情報がより次第、調整していきたいと考えています。観光目的税の用途について、市町村でも活用できるようになっていますので、そこを説明し、それでも新税の導入が必要なのかということをお聞きしたいと考えています。

○**與座委員**

スピード感について確認させて頂きたいのですが、議会における条例審議と総務大臣協議は、どちらが早いのか教えて頂ければと思います。

○**事務局（又吉副参事）**

知事が条例案を作って先に議会で議決を頂きます。その議決をもとに総務大臣に協議するという順番になります。

○**與座委員**

同時平行ではないということよろしいですか。

○**事務局（又吉副参事）**

はい。そのとおりです。

○**下地委員長**

他はよろしいでしょうか。

それでは次の議事に進みたいと思います。「市町村予算（観光関連事業）等について」、事務局よ

り説明願います。

○事務局（又吉副参事）

（事務局が資料2「市町村予算（観光関連事業）等について」を説明）

○下地委員長

この資料も非常に興味深い内容となっていると思いますけれども、過去3年間の市町村の取組についてまとめております。ただ今、事務局から「市町村予算（観光関連事業）等について」の説明がありました。この件について、確認したいことやご意見がありましたら、宜しく願います。

○中村委員

こちらの予算の推移が、今回の議論にどういう関わりを持つのかよく分からないのですが、この予算を観光目的税の中でまかなうという発想なのか、そうなると県の予算がそこでどうなっていくのかを説明頂けますか。これだけ市町村事業の予算がありますよということと、観光目的税をこれに使いますよというのはイコールではない訳ですよということも含めてお聞かせ頂ければと思います。

○事務局（又吉副参事）

本資料は、第1回検討委員会にて那覇市の名嘉元委員から市町村予算も把握した上で検討する必要があるのではないかというご意見を頂きましたので、それを受けて調査したものであります。特にこれを対象として観光目的税を充てるということではなく、とりあえず現状を調査したという資料となっております。

県の予算の話もありましたけれど、資料4-4にてイメージだけでもお伝えできればと思います。イメージとしては、既存の事業というのが、県の一般財源であるとか一括交付金を含めた既存財源というかたちで各種事業が行われております。観光目的税をどこに使うかと言いますと、新たな取組あるいは既存の部分の拡充部分ということで考えております。右側には活用の優先順位というかたちで掲載しておりますけれども、観光客の満足度向上に資する事業、新規の受入体制整備にかかる事業、国庫に馴染まない事業などに充当していきたいと。そして、県の予算の関係でいきますと、資料4-5を見て頂きますと、分科会から出された規模は、2パターンあるのですけれども、使える金額がおおよそ50億円となっておりますので、それに合わせたかたちで左側に使いたいことを書いております。それに対する現行予算は右側となります。県の関係となる予算につきましては、18億円あまりとなっております。

○下地委員長

ありがとうございます。まだ、今の段階で個別の事業について議論をするタイミングではありませんけれども、事務局から話があった通り、この観光目的税を導入して行う事業にあたって、現時点でどういう取り組みがなされているのか。これは分科会でも確認しておりますけれども、観光目的税が導入されるということで、既存の財源がこれに振り変わるということではないと。これまでできなかったことで、必要なものであったり、先ほどの市町村で取り組むことが、観光客の増加に伴って増えてきていると。それも市町村によってそれぞれ

れ個性が出てきます。そうした状況を踏まえて、今回の観光目的税でどういふ用途を議論していくのか。そのための資料ということで分科会、検討委員会で議論しているということです。

他はいかがでしょうか。また、何かありましたら戻っても構いませんので先に進めさせて頂きます。

それでは会議次第3の「観光客アンケート（確定版）について」、事務局より説明願います。

#### ○事務局（又吉副参事）

（事務局が資料3「観光客アンケート〈確定版〉について」及び資料3-1「沖縄観光に関する県民意識調査（観光税の導入に対する県民意識）」を説明）

#### ○事務局（又吉副参事）

続いて、外国人アンケートの速報値について報告します。資料番号はつけていませんが、A4 縦の2枚綴りの資料を参照願います。この資料は速報値ということで分析はできていないんですが、現段階でまとめた部分を資料としてお出ししております。

本調査は、台湾、中国、韓国、香港、アメリカ、イギリスの6カ国を対象に、2月26日から3月3日かけ各100人ずつにWEB上でアンケートを行った速報値であります。

対象者は、国内アンケートと同様、10代と20代は合算し、30代、40代、50代、60代以上の5区分に分け、各年代からそれぞれ20名ずつ回答してもらった結果となっております。

1ページ目の観光目的税導入に対する納得感（納得できる、まあ納得できる）については、韓国は肯定的な回答が4割程度（41.0%）と低くなっていますが、その他の国については半分以上から4分の3程度の肯定的な回答となっております。国内客の納得感が53.7%であったことから、外国人の方が納得感があるものと思われれます。

2ページ目支払ってもいい税率は、全体的に5%が多くなっており、支払いたくない人の割合は、韓国の29.0%が一番多いものの、国内客は32.7%であったことから、外国人の方が観光目的税の支払いに抵抗感がないものと思われれます。

3ページ目と4ページ目の税収の用途については、総じて「観光資源の保全」、「観光資源の活用」が多く、国によってばらつきはあるものの、「観光危機管理対応強化」、「沖縄観光の多様化・安定化」、「観光インフラの整備」などが次いで多くなっています。

以上で、次第3「観光客アンケート〈確定版〉について」の説明を終了します。

#### ○下地委員長

観光客のアンケートについては、分科会等でも随時報告してきたところでもありますので、報告ということにしておきたいと思います。この結果も踏まえて、この後に議論を行う制度設計の中で引用が必要であれば、それぞれの委員からこのアンケート結果を踏まえてご意見を頂ければと思っております。

それでは次第4の「制度設計に係る県の考え方等について」、会議次第5の「分科会長報告」について、6の「制度設計について」は関連しますので、質疑応答については、これら説明の終了後、一括して行いたいと思います。

それでは、次第 4 の「制度設計に係る県の考え方等について」、事務局より説明願います。

#### ○事務局

(事務局が資料 4「観光目的税制度設計に係る論点整理（県の考え方）について」及び資料 4-1～4-8 を説明)

#### ○下地委員長

検討委員会での発言も踏まえて、これまでの論点を整理してまとめたものです。これらは 3 回にわたって開催した分科会で詳細を検討したのとなっており、説明が長く続いて申し訳ないですが、次の分科会長の報告は、これを踏まえた一定の結論となりますので、続けて説明をお願いしたいと思います。それでは、湧川分科会長、お願いします。

#### ○湧川委員

こんにちは。分科会長を務めさせて頂きました湧川です。

それでは、観光目的税の制度設計について、分科会で協議・決定したことについて報告いたします。資料 5 を中心に報告したいと思います。

分科会は、昨年 10 月の第 2 回検討委員会での決定を受け、昨年 11 月、12 月、今年 1 月の 3 回開催し、先ほど事務局から説明があった県の考え方等の説明を受け、各委員が活発な意見交換を行い、観光目的税制度の詳細をまとめました。

資料の説明が前後しますので予めご了承頂ければと思います。

まず、課税客体についてですが、課税客体は旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿は除く）、次に、住宅宿泊事業法に係る住宅等における宿泊に決定いたしました。課税客体として旅館業法の下宿を除いたのは、下宿の実態が生活の本拠を採すまでの滞在等のために活用されているものであり、許可件数も 6 件とわずかであることから課税客体から除外することとしました。後でご覧頂きたいと考えておりますが、参考資料 1 の 3 ページに京都市の条例がありますが、第 3 条の納税義務者等の項目において、下宿営業を除外しております。本県でも同様の条文の構成になることが想定されます。

次に課税免除についてですが、旅行費用の増加による修学旅行誘致数への影響が懸念されることから、修学旅行生は課税免除としたいとして、(1) 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒または学生で、当該学校が主催する修学旅行に参加しているもの。(2) 前号に規定する学校が主催する修学旅行の引率者、との県の考え方が示されました。これに対して、委員から外国の修学旅行も同様に扱うべきだとの意見が出され、第 1 号の「学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く）」の後に「及びこれに準ずる海外の学校」の文言を追加することに決定しました。そのほか、県民の宿泊も課税免除とすべきではないかとの意見もありましたが、公平性の観点や他自治体の取り扱いなどから、県民の宿泊は課税免除としないことになりました。また、旅行形態は家族旅行が多く、家族旅行の場合は負担額も大きくなるため、家族旅行も課税免除すべきではないかとの意見もありましたが、課

税免除ではなく、観光目的税を活用した事業の実施により満足度向上につながる施策の展開を図ることと対応すべきであると意見がまとまりました。

納税義務者は「沖縄県内のホテル等における宿泊者」、徴収方法は「ホテル等の経営者、そのほか宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収」、課税標準は「宿泊日数」に決定いたしました。

次に税率ですが、定額、定率についての案とそれぞれの場合の作業イメージが事務局から示されました。また、小田委員からは、JATA 会員からの聞き取り結果の報告がなされ、定額が望ましいとの回答が多かったとの報告がありました。税率については、各委員から様々な意見があり、定額方式が望ましいとの結論に至りましたが、「一律 200 円」とすべきか、金沢市と同様の「1 人 1 泊につき、宿泊料金が 2 万円未満は 200 円、2 万円以上は 500 円」の 2 段階方式にするかに意見が別れましたので、両方を併記して委員会へ報告することに決定しました。

続いて、想定される税収の用途についてですが、先ほど事務局から説明があったとおり、「観光事業者の経営安定化」は、柱としての必要性は認められるものの、誤解を与える表現であるため、「受入体制の充実・強化」に改めることに決定いたしました。

観光目的税の名称については、事務局から複数案示されましたが、納税義務者が分かりやすい名称がいいとの結論になり、税の名称は宿泊税とし、説明文等では宿泊税の後ろに「（観光目的税）」と加えることになりました。

そのほか、分科会では様々な意見が出ましたが、制度設計に意見が反映していない、または今後分科会での意見を反映させる必要がある事項等について、付帯意見としてまとめていますので、資料 5-2「観光目的税導入施行に係る留意事項について」を参照願います。

一つ目は、「観光目的税の活用効果は毎年度検討し、制度の見直しも適宜検討すること」であります。

本意見は、観光目的税の条例において、5 年程度の期間ごとに制度の見直しの検討規定を設けたいとの県の考え方に対し、制度導入後は様々な問題が発生することが予想されることから、5 年では長すぎる、事業効果を踏まえ、毎年でも見直すべきなどの発言を受けたものであります。

二つ目は、「特別徴収義務者の事務負担や徴収コストへ十分配慮すること」であります。本意見は、特別徴収義務者に対しては、宿泊事業者などが徴収した観光目的税の 2.5%を報償金として支払うこと、制度導入時のシステム改修費の負担に対しては、2.5%の報償金に当初の 5 年間だけ 0.5%上乗せする事例があるとの県の説明に対し、作業量等が分からない現段階では適当な割合かどうかは判断できないとの意見を受け、報償金の割合とシステム改修に係る上乗せ割合については、特別徴収義務者の負担に配慮して今後決定するよう求めるものであります。

三つ目は、「制度の導入に当たっては関係者に丁寧に説明するとともに、できるだけ早期に導入すること」であります。本意見は、那覇空港の第 2 滑走路の新設、2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催など、観光客の増加が確実に見込まれる時期に併せて導入すべきという意見がある一方、導入を急ぐあまり拙速に行うのは慎むべき、旅行業者等の旅行商品の造成・予約の時期を勘案する必要があるとの意見を受けた者であります。

四つ目は、「導入目的や用途について、観光客が理解しやすい説明を考えること」であります。本意見

は、観光目的税の導入目的が「沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため」となっていますが、そのままでは、特別徴収義務者が説明しにくく、観光客も理解しにくいと思われるので、税収の使途も含め、観光客が理解・納得しやすいものを考えるべきとの意見を受けたものであります。

五つ目は、「徴収事務の簡素化を図ること」であります。本意見は、小規模事業者でも対応できるよう、できるだけ事務手続きの簡素化を図るとともに、納付期間の設定等にも配慮する必要があるとの意見を受けたものであります。

六つ目は、「県民の満足度向上に繋がるようにすること」であります。本意見は、持続可能な観光地づくりを行うためには、観光客への対応や観光業界での就労など、県民理解の促進を図る必要があることから、客観的指標で県民満足度の調査を行い、県民満足度の向上に繋がる施策を展開する必要があるとの意見を受けたものであります。

次のページの七つ目は、「市町村における観光ニーズも踏まえ、効果的に観光目的税を活用すること」であります。本意見は、観光客の増加に伴い、市町村においても対策が求められてきていることから、観光目的税は市町村へも配分する必要があること、また、観光施設等の整備については一括交付金等の国庫補助が活用できるものの、その維持管理費用については市町村単費での対応となることから、維持管理費用についても、観光目的税の活用が可能となるようにしてほしいとの意見を受けたものであります。

八つ目は、「宿泊税の導入を検討している自治体と早期に調整を図ること」であります。本意見は、観光目的税の導入に向けた検討を行なっている市町村があるとの報告を受け、納税義務者の過重負担とならないよう、当該市町村との調整を急ぐべきとの意見を受けたものであります。

九つ目は、「観光目的税導入に対する観光客及び県民の考え方のフォローアップを行うこと」であります。本意見は、持続可能な観光地づくりを行うため、観光目的税に関する観光客や県民の意識調査を継続して実施し、観光客と県民の満足度の向上に繋がる施策展開を図ってほしいとの意見を受けたものであります。

十番目は、「観光目的税の適正管理のために基金を設置すること」であります。これは、観光目的税を管理する「基金」を設置し、観光目的税の税収とそのほかの歳入を厳格に区別するとの考え方によるものであります。

最後は、「前年度の効果検証と翌年度の活用事業について審議する【観光目的税制度適正運用検証・検討委員会（仮称）】を設置すること」であります。

これは、観光目的税の公正・中立、かつ効果的な活用を図る観点から、有識者、宿泊事業者も含めた観光関連団体の関係者、市町村の関係者等で構成する「観光目的税制度適正運用検証・検討委員会（仮称）」を設置し、前年度の効果検証と翌年度の活用事業（案）について審議するとの考え方によるものであります。これらの「基金の設置」や「制度適正運用検証・検討委員会（仮称）の設置」のほか、観光客アンケートを実施したことなどは他の自治体にはない取り組みであり、評価できるものと考えております。

以上で、観光目的税の制度設計に係る分科会での決定事項等の報告を終了とします。

### ○下地委員長

湧川分科会長、ありがとうございました。今、説明がありましたけれども、資料5に掲げる制度設計について、分科会で相当突っ込んだ議論をした上で、分科会としての結論ということになっておりますけれども、先ほどありましたように観光目的税の導入に関しては、留意事項として、丁寧に検討してほしいということで説明がありました。11項目について、留意事項として掲げております。最終的には沖縄県の総務部が取りまとめていきますけれども、導入後の安定的な運用を見据えて考えるのであれば、こういうことをしっかり踏まえる必要があるといった説明でした。

それでは資料5の中で税率については、二つの考え方を示した上で、委員会で取りまとめるというふうになっておりますので、事務局から制度設計についての説明をお願いします。

### ○事務局（又吉副参事）

（事務局が資料5-1「観光目的税に係る制度設計（税率）について」を説明）

### ○下地委員長

今、事務局から分科会で議論し、持ち越しとなった部分、税率についての説明を頂きました。これから委員の皆様からご意見を頂戴した上で委員会としての結論まとめたいと思いますけれども、委員の皆様からご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○中村委員

補足します。今、作業イメージの中で一律定額方式と段階定額方式では、タイプ別の話しか出ていなかったんですが、日にちによっても変わります。ゴールデンウィークの期間とか休日などによっても単価が変わりますので、これにかける日にちというのも大変大きな意味を持ちます。ですから単にカウントするだけではなく、日付の部分も出てくるとより煩雑な計算となるシステムの変更となり、大きな金額となることを事前にお知らせしたいと思ひまして、発言させて頂きました。

### ○川口委員

一律定額方式の方が計算しやすいため、その方式を希望します。

### ○與座委員

川口委員の意見に賛同させて頂きます。試算額を見てみると、53億円と57億円ということで4億円の違いしかないのかという意見もあるかと思いますが、今、中村委員がおっしゃったことや川口委員がおっしゃったようなことを現場レベルで考えた時には、一律定額方式の方が取り入れやすいのかなと思います。

### ○湧川委員

今、一律定額が良いのではないかとご意見がありました。これについては、税の原則の中で簡素の原則

というものがございまして、納税者も理解がしやすく、そして徴収する宿泊事業者も徴収しやすい。また、税務署も徴収しやすいというようなメリットがあるかなと思います。一方で気になることが、租税原則の中でも一つ公平の原則というものがございまして。その公平の原則の中には、水平的公平と垂直的公平があり、その垂直的公平というのが、経済的な負担能力が大きい人にはより大きく負担を求め、負担能力の小さな人にはより小さく負担して頂くなど、個々の担税力に応じて、負担を求めるということであります。その中で、簡素の原則と公平の原則をどのようにバランスを取るのかということが、難しいのかなというふうに考えています。例えば、すでに実施されている東京、大阪、京都や金沢を見ても一律定額というのがないですね。東京であれば、1万5千円以上が200円とか、大阪は2万円以上が200円であるとか、二段階や三段階の税率を設けているように、一律定額を設けているところがない状況です。これはもしかすると垂直的公平の原則を踏まえながらそういうことが検討されたのかなと推測されるのですが、もし税務課がこの場にいらっしゃいましたら簡素の原則と公平の原則のバランスを見たときに、一律200円ということについて税務課としてどのような考え方なのかを教えてください、その後に議論を深めていければと思っています。

#### ○事務局（沖縄県総務部税務課 喜友名副参事）

沖縄県税務課の喜友名と申します。

税務課といたしましては、結論から申し上げますと段階的方式が適正であると考えております。その理由といたしまして二点ございまして。今、湧川委員からご説明のあったように垂直的公平の観点がございます。負担能力が高い人には高い負担を、負担能力が低い人には低い負担をとという考え方がございまして、負担能力というのは宿泊税で考えますと宿泊料金と考えてもよろしいと思いますけれども、宿泊料金が高い人には高い負担を、宿泊料金が低い人には低い負担をとということが税の考え方にはあると思います。それを突き詰めると定率の方が良いと思いますが、分科会で定率方式について議論頂きましたけれども作業が煩雑になるため特別徴収義務者の負担がかなり大きいということで、定率方式は採用しないということだったかと思います。

それともう一点の理由ですが、これも湧川委員からお話がありましたけれども東京都、大阪府、京都市、金沢市など先行している地域は全て段階的方式を採用しています。これは一律定額方式という考え方が垂直的公平性の観点から良くないだろうということと、簡素の原則というものが、定率では作業が煩雑になり簡素ではないということで段階的方式をとったということを考えておりまして、以上の理由から段階的方式、金額に応じて税率を設定することが適切であると考えています。

#### ○湧川委員

私がなぜこの話をしたのかというと、その制度設計をした後に資料1にもありましたが、条例が通った後、総務大臣に協議を行うこととなります。協議をするときに税の原則というところでどういうふうにそこをクリアしていくのか気になったんですね。なので、他の委員の方のご意見を聞いて議論できればと思います。

#### ○下地委員長

今の税務課サイドの考え方も租税の原則というところで聞かせて頂きました。この委員会としては最終ではありますので、各委員からもご意見を頂きたいと思っておりますけれども他の委員はいかがでしょうか。

#### ○花井委員

リーズナブルな解釈あるいは、対外的な説明という点では、先ほど話があった段階的方式が良いのかなと思いました。そのほかに私の考え方はございません。

#### ○中村委員

垂直的公平と水平的公平について大変気になっていて、何らかの論点がないだろうかを確認していました。宿泊税の売り上げという考え方になると、その論点が出てくると思いますがけれども、観光税という部分の中で一人あたりの入域者にどれだけ負担をかけていくのか、それに対してどういうインフォメーションをしていくのかをみると、そこは固定費用でも良いのかなと思いました。そして、その事例としてあるものを見たときに入湯税というのは150円均一なんですよ。単価が高くて一律150円という事例があるものですから水平的公平の捉え方もして良いのではないかというふうに考えております。

#### ○野原委員

利用者と徴収事業者の課題が分かりやすいと言いますか、そういうところを優先するべきなのかなと思えました。特に徴収事業者の皆様も負担がかなりくるのかなということで以前から危惧しておりましたので、そういう意味で考えますと一律定額方式の方が良いかなと思っております。システム改修のところに事業者によっては大きな負担が出てくる場所もあるのではないかとこのところも心配しておりますので、できるだけ徴収事業者の負担がかからない方法を目指すべきかと思っております。

#### ○下地委員長

本委員会には市町村も参加頂いておりますので、那覇市の赤嶺委員からもご意見お願いいたします。

#### ○赤嶺委員代理

なかなか判断が難しいところもあるのですが、市町村でも様々な行政需要があるということにおいては、やはり税収が多い方が好ましいと思う反面、留意事項にあるように徴収事務の簡素化を図るということで特別徴収義務者の負担感を減らした方が良いとも思います。正直どちらかという結論を出すことが難しいのですが、市町村の立場として、定率の部分も押さえながらの判断ということにおいては、他の事例もあるということと段階的方式というかたちが好ましいかと思っております。

#### ○玉那覇委員代理

税金というのは公平・公正でなくては行けないかなと思っております。ただ、特別徴収義務者にどのくらいの負担があるのかなという考え方もありますし、この新たな制度を導入するに当たって特別徴収義務者の理解をスムーズに得られるようにしていかなければいけないし、利用者の理解をどのように得るのかと考えた場

合には、皆様のご意見を聞きましたけれども少し迷っているところがあります。ただ、自治体として考えますとやはり税金というのはできるだけ正当な理由があり理屈があつてと考えた場合には、できるだけ多くの税金、ひいては、観光の整備に充てていくと考えた場合にはその辺りも理解して頂くという考え方もありますし、若干迷ってはいますけれども段階方式が良いのかなと思っています。

### ○下地委員長

これはどちらが正しいかという議論ではありませんので、複数の視点から考えなくてはいけないと思っています。委員長という立場でありますけれども一委員として意見を述べさせて頂けるのであれば、改めて資料5の税の導入の目的について皆様と共有したいのですが、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図るために要する費用に充てていくといった大きな目的があります。

分科会でも様々なご意見がありましたけれども、定率か定額かという話においては、世界的に見ると定率のところも結構あります。ハワイの10.25%を代表に10数%というところもありますし、それぞれの地域の事情かなと思いますけれども、日本においては東京都の先行事例を踏まえて大体のところは定額です。唯一北海道の倶知安町が定率を目指していく方向が出ておりますけれども、日本全体で見ると、現時点では定額方式。その中で、一律に決めていくのか段階的なところかにおいては、先ほど湧川委員からもあったように東京都を始め全ての自治体で段階的に課税をしていくというふうになっております。

私は、どちらかという定額の中では段階的方式の方が良いと意見を持っています。現時点での税収見込みというところでは、評価が別れるところであり、そこまで差がないというところですが、これからの沖縄の観光が目指していく高付加価値の観光ということを視野に入れて考えた場合には、さらに沖縄の観光の宿泊施設も幅を広げていく必要があるだろうと。そうしたことを考えた場合に、いま我々が議論すべきなのは来年、再来年の税収額ではなくて、今後5年10年後を見据えたときにどういう観光を目指していくのかと。現時点で市町村においても観光に関する事業が多岐に渡っていますし、観光客だけの対応ではなくて地域住民の満足度を高める観光と地域住民がうまく連携できるような仕組みづくりも必要だということになっています。そうしたことを考えた場合には、この税収ということについては、やはり一定の額が増えていく方向というのを目指す必要があるのではないかなというふうに考えております。一方で各委員からありましたように徴収義務者の負担をどう考えるかということについては、現時点でどれくらいの作業量になるのかというようなところは読めてはいないところです。それに関しての事業者の皆様への研修や様々なシステムのサポートというのも当然必要になります。これを何でフォローしていくのかというところは難しいわけでありまして、徴収義務者に対しての一定の支援を行っていくということもありますので、これは導入後に額を少し高くするというのもほかの自治体では示されているところもありますので、この辺りの具体的なコストや作業についても今後議論をして頂ければスムーズに運営できるためのプロセスは見えてくるのではないかなというふうに思っております。改めて私なりの結論としては、税の公平性の問題と今後の沖縄の観光が抱える課題等の解決に向けては段階的な定額方式が良いのではないかなと思っています。

一通りご意見を頂きましたけれども、もう一度皆様からご意見を頂戴した上で、この税率についての考え方は、委員会としてまとめていきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

### ○湧川委員

できるだけ簡素にするということが良いと思いますが、税を徴収するわけですので、公平性という視点も大切なのかなと思います。そこのバランスが非常に難しいところではありますが、今後、県の方で税を検討していくときに税の原則を踏まえながら設計していくことになるかと思いますが、私としては段階的方式の方が総務省に対しての説明力があって、納税者に対する説明もやりやすいのかなと思っています。

### ○中村委員

行政側としてはたくさんあった方が良く、じゃあ支払う側としてはなるべく少なくした方が良くというのは基本的な考え方ですよ。そこでどういうふうな答えを持っていくのかということが大切だと思います。例えば、2万円からは500円になります。じゃあここで100円下げ19,900円でいかがですかとすると、100円少なくなっただけで税金が300円安くなります。これが私たちが一番危惧する単価の部分の境目になるんですね。そうすると上がっていく単価が、そこで頭打ちになってしまう。特に旅行社との話になった場合には、そこはすごく大切なところですよ。その金額の部分が世界に誇れる観光リゾート地のあるべき姿なのかと言ったときには大変気になるところもありまして、税金が多ければ良いということではなくて、税金を効率的にどれだけ投資して、そこに民間のお金を投入させていくかが大切なことです。それを含めた中で検証することが第一歩だと考えます。

そしてよく分からないのですが、一度税率を決めるとそれからの変更というのは難しいのでしょうか。

### ○下地委員長

今までの議論の中では導入後1、2年くらいで見直しが必要だという意見は分科会でお示していましたので、事務局の方で専門的な立場からご意見をお願いします。

### ○事務局（喜友名副参事）

条例を改正すれば、税率の変更というのは可能です。

### ○中村委員

条例を改正するというのは大変な作業だと思うんですけども、そこを固定の200円でいくのか、段階的な部分だけでも当初3年間は2万円以上も2万円未満も200円として固定するのかという柔軟な考え方で、まずは徴収することをやってみないと分からない。そして、その後に集めたお金をどう使うのか分からないというところにおいては、まずは簡素な方法を行いながら次のステップに登っていくための準備という考え方も必要かと思います。

プラスアルファで出ていくお金に対しての観光客の反応というのは、大変大きな問題になってきます。そうすると徴収する側の心理的負担というのは大きくなってきます。そうしたときに本来は徴収すべきものが、この部分にギブアウェイを渡しますので何とかお支払いくださいという話になっていくと、本末転倒になるものですから、ぜひこの辺りの部分は、分かりやすいかたちで徴収できる環境をまず整備して頂きたいと思います。

基本的には私は固定方式を支持しております。

#### ○川口委員

中村委員のご意見に賛成なんですけれども、19,990 円に対する 200 円と 4,000 円に対する 200 円では重みが違うと考えておまして、ツインの部屋ですと一人 3,000 円から 4,000 円、二人で泊まると 8,000 円くらいというのは那覇市で非常に多いので、そういうことを考えますとこの方々の負担の割合は高いと思いますし、そういう方々も最後の一泊は贅沢しようというかたちもあるかと思しますので、そういう意味では入湯税の考え方に近いような意味合いで、一律での徴収を希望させていただきます。

#### ○與座委員

もし段階的定額方式のままですとということであれば、先ほど委員長がおっしゃったように現場のことをよく考えて頂いて業務過多にならないようなシステムを強く希望します。やはり働き方改革が言われている中で、業務量が増えるということは経営者にとって負担しかないんですね。そういうことを考えての段階的定額方式の導入ということであれば、受け入れたいと思います。

#### ○下地委員長

これはいずれの方式になるにせよ、その先行事例の中で事業者の負担やシステムの支援がどうなっているのかという調査を踏まえて、4 月以降の議論の中では固めていくことにはなるとは思いますけれども、今日の段階でこの委員会の中で 2 つの方式について、どちらかが望ましいかというかたちで提案するのかという、これは検討委員会としては一つに絞った上で提言を行うと。ただし、先ほど留意事項というところが 11 項目ありましたけれども今の意見を聞いていると、どっちがどっちと 100%にはならないので、今日の意見はしっかりと留意事項の中にも踏まえていくということになるかと思えます。

他の委員からもご意見を頂きたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

なかなかこういった委員会で採決方式というのは、珍しいではあるんですけども意見が分かれたときには過半数の意見をもって委員会としての方向性として出すというのが要綱上決められておりますので、そのような方式にしたいと思えますけれども、その前に改めて様々な意見が出ましたけれども資料 5 をご確認頂きたいのですが、今回の観光目的税の制度設計は概要としてはこの 1 枚にしっかりとまとめられておりますので、分科会の結論を踏まえて委員会としてこのように提言として県の方に提出を行なって良いか確認したいと思えますけれども、これまでずっと議論してきましたので、確認というかたちになるかもしれませんけれども、一つは二番目にあります想定される用途については、当初は観光事業者の経営安定化という言葉が出ておりましたけれども、これは観光事業者の皆様からの率先してそういうことではないのご意見を踏まえて、分科会の結論として受入体制の充実・強化というふうに修正しております。課税客体および納税義務者、徴収方法、課税標準、課税免除の内容、後は、税収規模予算というのは結論ということではありませんけれどもこういった内容になっております。本日は、まだ個別具体的な議論を行なっておりませんが、条例における名称というのも一度皆様のご意見を頂きたいと思えますけれども、分科会では宿泊税ただし、説明文等では宿泊税（観光目的税）にするというようなかたちにしております。税率については

大体ご意見頂きましたけれども、条例における名称についても少し確認をしておきたいですが、但し書きも含めて分科会としては提言に盛り込むということになっておりますけれどもいかがでしょうか。

#### ○中村委員

再三話をさせて頂いておりますが、観光目的税が先にきて、その部門として宿泊税という捉え方をしていますので、今の宿泊税という部分については、猛反対します。というのは、宿泊旅館業だけが負担するわけではなく、今後、例えばの話で、ダイビング業者が負担する可能性が出てきます。その時に宿泊税、ダイビング税（観光目的税）ではなくて、観光目的税が本来は主たる目的になっていて、その徴収部門が宿泊税という捉え方をしているものですから、そこの方で宿泊税というものだけが一人歩きする。例えば、事業者の方でそれはないですよという経営安定化という部分は、ひょっとしたら宿泊税という別部門で徴収しなければいけない可能性というのは十分にあります。そうした時に宿泊税の中の宿泊税、宿泊税の中の観光目的税ということが起こりうると考えたときに、違ってくるのかなというところが気になるところです。

#### ○下地委員長

そのほかのご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど申し上げましたけれども委員会としては、資料 5 に掲げています制度設計については委員会として決を踏まえて提言に盛り込むということになっておりますので、改めて確認したいと思います。税の導入目的について提案の通り進めてもよろしいでしょうか。

#### ○各委員

(承認)

#### ○下地委員長

それでは 2 番目の想定される税収の用途については一部修正がありますけれども、修正後の内容で進めてもよろしいでしょうか。

#### ○各委員

(承認)

#### ○下地委員長

それでは 3 番目の課税客体ですけれどもこちらに掲げております 2 つの項目を課税客体とすることでよろしいでしょうか。

#### ○各委員

(承認)

○**下地委員長**

それでは次に移ります。納税義務者については、沖縄県内におけるホテル等への宿泊者ということということにしてよろしいでしょうか。

○**各委員**

(承認)

○**下地委員長**

それでは続きまして、課税標準ですけれども宿泊日数とのことよろしいでしょうか。

○**各委員**

(承認)

○**下地委員長**

徴収方法を飛ばしておりました。失礼いたしました。ホテル等の経営者その他宿泊税の徴収において、便宜を有する者による特別徴収ということにしてありますが、よろしいでしょうか。

○**各委員**

(承認)

○**下地委員長**

課税標準は宿泊日数とするということよろしいでしょうか。

○**各委員**

(承認)

○**下地委員長**

続きまして、課税免除はここに掲げる二つ、修学旅行等に関する部分と引率者について課税免除にするということよろしいでしょうか。

○**各委員**

(承認)

○**下地委員長**

それでは税率についてはそれぞれ意見が分かれていますので、まずは委員の皆様のご意見を伺いたいと思いますけれども、これは二つの選択肢となっておりますので、どちらかに挙手をお願いしたいと思います

れども、先ほど申し上げた通り、この委員会の提言には盛り込みますけれども、最終的には協議会の中で再度決定もされていくということを踏まえてお願いしたいと思います。

それでは税率について、宿泊料金一人一泊につき、200 円という一律定額方式の方が望ましいと思われる方につきましては挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。3 名いらっしゃいました。それでは税率に関しましては、段階的定額方式が望ましいという方については、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。委員全体で 9 名おりますけれども、委員 6 名が段階的定額方式ということでご理解頂きましたので、そのように提言に盛り込んでいきたいと思えます。

条例における税の名称について、分科会で宿泊税という名称にしておりますけれども、ご意見もありましたのでお伺いしたいと思います。案の通り宿泊税で条例として良いのではないかとすることを賛成されている方は挙手をお願いいたします。

それでは、宿泊税に替わる名称が良いと提案なさる方は、挙手をお願いいたします。

宿泊税が 6 名ということで、本委員会としては、条例における名称を宿泊税というかたちで提言に盛り込んでいきたいと思えます。

それでは続きまして、もう一つ確認をしたいと思えますけれども式次第 7 の「文化観光スポーツ部長への報告事項について」が、議題としてあがっております。これは資料 6 をご確認ください。これは、私から簡単に概略をご説明いたしますけれども、本委員会の意見の提示ということで、案を作成しております。

(下地委員長が資料 6「提言書（案）について」を説明)

それぞれの項目の詳細につきましては、分科会等の検討を踏まえたかたちになっておりますので、再度繰り返しですが、本日の意見でこの内容について修正すべき点を確認した上で、作成していきたいと思えます。

本件について、このようなかたちで県への意見の提示ということで進めたいと思えますが、何かご意見があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

#### ○湧川委員

意見の提示ということで、まとめてありますけれども、その中に留意事項が出てくるわけですね。先ほどの委員長の話では、その中に税率についても盛り込むという理解で良いですか。

#### ○下地委員長

今日の議論からすると、検討会としては先ほどの制度案について報告するということですが、意見としてこういった意見があるということはやはり留意事項として入れた方が良いのではないかと思います。

#### ○湧川委員

私もいくつかの意見がありましたので、その定率や定額という意見があったということについては、徴収す

る側の負担軽減として簡素化するということもありますので、その部分も意見としてあがっていたということで、後は提言した後、県の方でそれを踏まえて検討して頂くという流れになればと思っています。

#### ○下地委員長

湧川委員から話がありましたけれども、そのとおり意見を反映させていきたいと思います。

それではこの意見書の提出については、事務局から今後の取り扱いについて説明があると思いますので、委員の皆様にも説明をお願いいたします。

#### ○事務局（又吉副参事）

本日の意見を踏まえた提言については、委員の皆様にもメール等にて確認して頂いた上で、最終的には委員長と確認を行いまとめさせて頂きたいと思います。この提言書を持って、文化観光スポーツ部長への提言については、3月20日水曜の午前9時から日程を確保しております。場所は、県庁8階の文化観光スポーツ部長室で行う予定です。

各委員の皆様につきましても、もしご都合がつかうようであれば同席して頂けますと、その場で提言書を渡しながらか感想等含めてコメントというかたちでご意見頂ければと思います。

以上、検討委員会から文化観光スポーツ部長への提言の日時等についての説明は終了します。

#### ○下地委員長

3月20日の午前9時ということですので、日程が合えば、同席頂きまして、その場で文化観光スポーツ部長へご意見頂ければと思います。私の方からは、最初に事務局から説明がありました資料1を最後にもう一度確認頂きたいのですが、施行に至るまでの流れがありますけれどもこの検討委員会・分科会の結果が総務部所管の沖縄県法定外目的税制度の協議会というようなかたちで議論をされていくことになっておりますけれども、今日様々な意見が出ておりますけれども、この協議会の開催状況については、文化観光スポーツ部の方から本委員会のメンバーにも随時情報の提供を頂いて、議論としてはこの委員会の提言を尊重するという点でもありますので、新年度に入ってこの議論がこのメンバーに共有できないことはあまり良いことではないと思いますので、しっかりと情報提供をお願いしたいと思います。

以上で、検討委員会3回に渡って開催してまいりましたけれども終了したいと思います。委員の皆様そして、分科会で多くの意見が出ましたので取りまとめを頂いた湧川文化会長にもお礼を申し上げたいと思います。

また、この内容について、これまでの分科会で出ていました市町村や観光事業者、特に宿泊事業者の皆様への制度の十分な周知徹底というのを、ぜひ事務局には早急をお願いしたいと思っております。

それではこれで第3回の検討委員会を終了したいと思います。委員の皆様ご協力頂き誠にありがとうございました。

以上